

平成28年度第1回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 平成28年5月12日(木)

2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)

3. 開 会 平成28年5月12日午後1時30分

4. 出席委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右	1番 池本 重徳	3番 坂上 康男
4番 宮野 秀一	5番 上野 峰廣	7番 城戸 政治
8番 池上 俊一	9番 長谷川 泉	10番 瀧口 剛
11番 土山 秋吉	12番 徳山 正博	13番 馬場 廣幸
14番 増岡美知子	15番 濱崎 伸二	16番 松野 智子

5. 欠席委員は次のとおりである。

6番 濱村 隆喜

6. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 中島 良治

農業委員会事務局 係長 山本 晃

7. 提 出 議 題

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画(案)の決定について

その他

事務局
濱北会長

起立。平成28年度第1回長洲町農業委員会定例会を始めます。礼。

それでは、先ほど欠席者の確認をしましたら、今日は全員出席ということでしたが、濱村委員から急な用ができましたので、今日は欠席しますという連絡が入りました。

それから、書類の差しかえをお願いします。議案第2号の別紙の集積計画総括表の差しかえがっておりますのでお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、久しぶりですので、一言挨拶をしたいと思います。

先月の思いもよらぬ熊本地震で、多くの方が亡くなりました。今日の新聞を見ますと、亡くなった方が50名、関連死が19名、合計69名の方が亡くなっています。まずは、その方々に対しましてお悔やみと御冥福をお祈りしたいと思います。そしてまた、被災に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

地震があって、私は初めてこういう言葉を聞きました。全身渾身という言葉です。こういう言葉があったんだなと、私たちが今まで生きてきた中で、こういう言葉を初めて聞いたものですから、びっくりしたところもございます。

私は先月の26日、ちょっと用事で益城町に行ってきました。そしたら、ちょっと口では言いあわせられない状態です。まちなかの家は倒れ、電柱は倒れ、道は割れ、畑にはひびが入り、役場、スポーツセンター、文化センター等を見て回りまして、中には入れてもらえませんでしたけれども、とにかく周りから見て、本当に無残というか、かわいそうな気がいたしました。復興するのに相当時間がかかると思いますが、これに負けずに頑張っていたいただきたいと思っております。

今日は28年度の第1回長洲町農業委員会定例会でございます。どうぞよろしくをお願いします。

それでは、本日の提出議案から申し上げます。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について」、その次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。

本日の議事録署名人は、5番、上野委員、6番、濱村委員ですけど、今日は欠席ですので、その次の城戸委員をお願いします。

それでは、早速議事に入ります。

1ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について」を議題といたします。

報告第1号、受付番号1番、2番について、一括して説明をお願いします。

事務局

それでは、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について」、農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出がありましたので、次のとおりご報告をいたします。

受付番号1番になります。届出人が玉名市の方。届出物件の所在といたしましては、清源寺の部都665番、地目は田、952㎡となっております。権利取得日は平成27年10月2日。今回、相続によって取得されたという届出がっております。

引き続きまして受付番号2番です。届出人が新町区の方、所在は長洲井樋ノ内261番の1、同じく井樋ノ内264番の5と内牟田338番、それと368番の1の合計4筆となっております。地積は上から1,415㎡、次は330㎡、次が843㎡、次が810㎡となっております。地目は田が3筆と畑が1筆、権利取得日は平成28年2月17日となっております。こちらの理由は相続となっております。

以上で受付番号1番、2番の説明終わります。

ありがとうございました。

濱北会長

ただいま、報告第1号の1番、2番の説明がありました。この件について何

池本委員
事務局

池本委員
事務局

濱北会長
事務局

濱北会長

濱北会長

事務局

事務局

事務局

事務局

事務局

事務局

事務局

事務局

事務局

事務局

事務局

事務局

事務局

事務局

事務局

事務局

事務局

事務局

事務局

か質問等がございましたらお願いをいたします。

元地主は。

玉名市の方です。

もともと玉名市？

はい。同じです。

それでは、親子関係か何かですか。

ご夫婦です。だんなさんから奥さんへの相続です。

ほかにありませんか。

- ありません の声有 -

なければ原案どおり決定してよろしいですか。

- 異議ありません の声有 -

ありがとうございました。

次に移ります。2ページです。報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。報告第2号、受付番号1番から4番までを一括して説明してください。

それでは、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」でございます。農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、ご報告をいたします。

受付番号1番、賃貸人が梅田区の方、賃借人が葛輪区の方です。申請物件の所在は長洲大藤の132番で、地目は田です。地積は1,334㎡でして、今回の契約は5年間の期間借地の契約でありましたが、耕作者が変更されるため、平成28年1月5日に合意解約をされたものでございます。

続きまして、受付番号2番です。賃貸人が平原区の方、賃借人が向野区の方です。

所在が清源寺内浜の1104番、同じく波華家の1175番、甘出の1267番の1、塘添の3278番の1となっております。いずれも地目は田です。地積は上から700㎡、次に781㎡、次は955㎡、次は490㎡となっております。

今回の契約は10年間の賃借権の契約でありましたが、賃貸人が農業経営を開始されるということで、平成28年4月7日に合意解約をされたものでございます。

続きまして、受付番号3番、これは受付番号2番と同じく、賃貸人が平原区の方、賃借人が向野区の方です。所在が、清源寺の三番割の957番の1、同じく甘出の1290番で、二つとも地目は田です。地積は上から1,549㎡と2,197㎡です。

今回の契約も10年の賃借権契約でありましたが、2番と同じく賃貸人が農業経営を開始されるということで、合意解約されるものです。

続きまして受付番号4番です。賃貸人が清源寺区の方、賃借人が清源寺区の方です。

所在は清源寺中島の280番、同じく282番の1、次は浜口の286番の20、同じく286番の42で、いずれも地目は田です。地積は上から1,008㎡、次が707㎡、980㎡と18㎡となっております。

今回の契約は5年の賃借権契約でありましたが、契約の内容が変更されるため合意解約をされたものです。

以上で受付番号1から4番までの説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

ただいま、受付番号1番から4番まで説明がありました。この件につきまして、何か質問、御意見等はございませんか。

ありません の声有

なしという声がありましたので、原案どおり決定してよろしゅうございますか。

異議ありません の声有

ありがとうございます。

事務局

次に進みます。4ページです。議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、農地法第5条第1項の規定による許可申請について次のとおり提出されましたので御説明をいたします。

受付番号1番、譲受人が平原区の方、譲渡人が同じく平原区の方です。所在が清源寺平原1888番の1と1889番の2です。地目は田で、面積が335㎡と58㎡です。

申請理由は個人住宅の建築ということです。申請地の農地区分は第1種、第3種ともに該当せず、広がりもなく、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地と判断しました。

資力及び信用力ですが、金融機関から融資予定証明が添付されており、融資額が事業費を上回っておりますので、問題はないかと思われます。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、事業計画書、融資証明書等が添付されて平成28年6月10日着工と計画されており、遅滞なく事業に供されることが見込めます。

計画面積の妥当性ですが、申請箇所については建築面積100.2㎡、駐車場、庭等に292.8㎡ということで、申請面積はおおむね500㎡未満ですので、妥当な面積です。

転用行為の妨げとなる権利を有される方はおられません。周辺農地に係る営農条件の使用の有無ですけれども、申請地は造成工事を行わず、現状のまま利用するというので、土砂流出等はなく、周辺農地への日照、通風、耕作等には影響がないということであり、支障はなく、問題はないかと思われます。また、その他の特記事項といたしましては、上下水道を利用されるということと、雨水排水については既存の側溝に接続されるということです。

以上で受付番号1番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。

1番の説明がございました。ここで地元担当委員の5番の上野委員に補足説明をお願いします。

上野委員

5番、上野です。現地は、6ページに書いてありますように、道路を平原のほうに行きまして、信号を左折していただいて300メートルぐらいのところ町営住宅に入るところです。その入り口の右のところにありまして、今のところ生産性のない土地です。所有者の方も甥っ子さんに譲って生きる土地にしたいということで、話が進んでいったと思います。見に行きましたけれども、何ら周りに悪影響を及ぼすような土地ではないと思います。ひとつよろしく願います。

以上です。

濱北会長

ありがとうございました。

池本委員
事務局

受付番号1番について、何か御意見、ご質問等はありませんか。

1889の1に入る進入路はどのぐらいの幅なんですか。

進入路は4メートルちょっとぐらい、4.5、一応ぎりぎりですれ違うことができるぐらいの道幅です。4.5ぐらい、4メートルちょっとです。

池本委員
事務局

1888の2への進入路は5メートルぐらいあるわけですね。

1888の2は2メートルぐらいです。

池本委員
事務局

じゃあ、ここはどっちから入ってくるんですか。

入るのは1830の2のほうからです。

上野委員

違う違う。道の35というところから入るとだろって聞きよなったい。往還から曲がり角ば聞きよらすとじゃなかとよ。この1888の1はどこから入るとですかと。

池本委員
事務局
濱北会長

1889の1への進入道路はどれですか。1888の2が進入路。
いや、違います。1888の1にそのまま入られます。

濱北会長

ほかにありませんか。
ありません の声有
ほかにないようですので、ここで賛成の挙手をお願いします。
賛成者挙手

濱北会長

全員賛成で原案どおり決定をいたします。
次に受付番号2番を説明してください。

事務局

受付番号2番です。

譲受人が腹赤区の方、譲渡人が梅田区の方です。所在が清源寺大辻1676番の2です。地目は畑で、面積が308㎡です。

申請理由は個人住宅の建築ということです。

申請地の農地区分は第1種、第3種ともに該当せず、広がりもなく、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地と判断しています。

資力及び信用力ですけれども、金融機関から融資証明が添付されており、自己資金と合わせると事業資金と同額になるため問題ないと思われま

す。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、事業計画書、融資証明書等も添付されており、平成28年6月に許可後着工という計画で、遅滞なく事業に供されることが見込まれます。

計画面積の妥当性についてです。申請箇所は個人住宅が57.10㎡、駐車場、庭等に250.9㎡ということで、申請面積はおおむね500㎡未満ですので妥当な面積と思われま

す。転用行為の妨げになる権利を有する方はおられません。周辺農地に係る営農条件の支障の有無ですけれども、申請地には、周囲にブロックを設置するため、隣接農地への土砂の流出はないとのことであり、また、影響がある場合は申請人が対応するということでした。問題はないと思われま

濱北会長

す。また、その他の特記事項といたしまして、雨水は道路側溝へ流して上下水道を利用するという計画です。

以上で受付番号2番の説明を終わります。

馬場委員

ありがとうございます。説明が終わりましたので、地元委員の13番、馬場委員より補足説明をお願いします。

13番の馬場です。場所は8～9ページを参照ください。県道の平原のお宮があります。そこを東側のほうに行くと500メートルぐらい進むと坂口という堤があります。それを南のほうに200メートルぐらい行くと、正面に日立の寮が見えま

す。下の道路は4メートルぐらいあります。入り口のところまでが今回の申請の土地でございます。ここは道路より2メートルぐらい高くなっていて、道路側は、前回、申請があったときに既に石垣がなされていました。一応、現地を見ましたらですね。あと、隣接の家などからはきちんと同意書があったと思いま

濱北会長

す。北側にちょっと畑がありまして、ここは別に、ちょっとあぜ道が北側にあります。日照等がいろいろあると思いますが、ほかには別に問題ないと思いま

す。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

池本委員

ありがとうございます。ただいま馬場委員より補足説明がございました。この件について何か御意見等はございませんか。

この道-47で書いてある47というのは何ですか。あぜ道というか。リヤカーン通るごたこの道の40とか34とか47とか、数字の少ない道路がいろいろあるようですが、この辺は。東側ですよ。34は町道と書いてありますが。すみの。えらい若番だんな。

馬場委員

若番ということは昔からあったということですか。この道は前からあります。

濱北会長 今、通学路の道じゃないですか、小学校への。平原の。

池本委員 要するにこれは里道のことでしょう。里道はリヤカーどんも、通らんもんな。事務局 広いところで大体1メートルぐらい。どこもそうだと思いますけれども、学校に行くとき、子供が通学に使っていた道ですもんね、里道というのは。

池本委員 76の1と2ば今回分筆されたんですか。事務局 分筆をされています。4月14日に分筆をされています。

池本委員 今回？

事務局 今回です。28年4月14日です。

濱北会長 ほかに質問はございませんか。

濱北会長 ありません の声有

濱北会長 なければ賛成の挙手を求めます。

濱北会長 賛成者挙手

濱北会長 全員賛成です。ありがとうございました。原案どおり決定をいたします。

事務局 次に、受付番号3番の説明をしてください。

事務局 受付番号3番でございます。譲受人が新山区の方、譲渡人が宝町区の方です。所在は長洲新山787番の7と787番の8です。地目は畑で面積は100㎡と86㎡です。申請理由は個人住宅地の拡張ということですが、申請地の農地区分は、都市計画法に定められている用途地域の第一種住居地域であるため、第三種農地と判断しております。資力、信用力は、金融機関からの残高証明が添付されており、事業費を上回っておりますので問題ないと思われま

事務局 申請に係る用途に遅滞なく供する確実性については、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成28年6月10日に着工を計画されています。遅滞なく事業に供することが見込まれます。

事務局 計画面積の妥当性ですけれども、申請地186㎡に隣接する既存の個人住宅が245.85㎡です。今回申請されております、駐車場として120㎡を物干し場等として66㎡を計画されています。こちらを合計いたしますと個人住宅の範囲内で、妥当な面積だと判断します。

事務局 転用行為の妨げになる権利を有する方はおられません。周辺の農地に係る営農条件への支障の有無ですけれども、申請地は北側に通路、東側に宅地、西側、南側は農地となっております。今後、周辺との境界にブロック壁を設置する計画になっておりまして、周辺農地が被害を受けることはないということです。

事務局 以上、問題はないと思われま

濱北会長 以上で受付番号3番の説明を終わります。

濱北会長 ありがとうございます。

濱崎委員 ここで地元委員の15番、濱崎委員に補足説明をお願いします。

濱崎委員 15番、濱崎です。場所は長洲中学校の北側、集合住宅地の一画にあります。周辺は住宅と、隣は田畑と登録してある土地があるんですけど、そちらの土地ももう田畑として利用されている感じではありません。ですので、周辺への影響もないと思いま

濱北会長 以上です。審議をお願いします。

濱北会長 ありがとうございます。

濱北会長 受付番号3番について何か質疑等ございませんか。

濱北会長 ありません の声有

濱北会長 ありませんという声が聞こえましたので、ここで賛成の挙手をお願いします。

濱北会長 賛成者挙手

濱北会長 全員賛成ということで原案どおり決定をいたします。ありがとうございました。次に進みます。12ページです。これが最後です。議案第2号、農地利用集積計画案の決定についてを議題といたします。

事務局 事務局に説明を求めま

事務局 議案第2号、農用地利用集積計画(案)の決定についてでございます。農用地

利用集積計画（案）が定められましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものでございます。

13ページをごらんください。先ほど差しかえを行った分です。左半分が今回の申請となっています。存続期間が5年と10年のものがあります。計画では田が7,083㎡です。

続きまして、ページが飛びまして15ページをごらんください。こちらに農地流動化の調整一覧表をつけています。全部が今回、新規の賃借権の設定となっています。田が7筆で、先ほど申しましたように面積が7,083㎡となっています。

簡単ですが、以上で議案第2号の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま説明がございました議案第2号の件につきまして、御意見等はありませんか。ないですか。

濱北会長

ありません の声有

なければ原案どおり決定をいたします。

これで全て終了をいたしました。

事務局よりその他の説明

- 1．農業委員会業務必携2016年度活動記録セットの配布
- 2．平成28年度の定例総会日程について
- 3．平成28年度先進地研修時期について

濱北会長

これもちまして平成28年度第1回長洲町農業委員会定例会を閉会いたします。

閉会（終了 午後2時30分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 _____ 印

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印